

## 指名停止措置の概要

### 1. 経過等

以下の本市入札参加有資格者4社は、特定地方公共団体等発注の跨線橋点検等業務において、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう協力することにより、当該業務に関する入札等の競争性を実質的に制限していたとし、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年12月19日に、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### 2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

| No. | 対象者  | 指名停止期間              |
|-----|--|---------------------|
| 1   | 日本交通技術株式会社<br>東京都台東区上野七丁目11-1<br>代表取締役社長 館山 勝                | 令和8年1月23日～令和8年3月22日 |
| 2   | ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社<br>愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33-10<br>代表取締役社長 杉崎 英司 | 令和8年1月23日～令和8年2月22日 |
| 3   | 大日コンサルタント株式会社<br>岐阜県岐阜市薮田南三丁目1-21<br>代表取締役 市橋 政浩             | 令和8年1月23日～令和8年2月22日 |
| 4   | 株式会社トーニチコンサルタント<br>東京都渋谷区本町一丁目13-3 初台共同ビル<br>代表取締役社長 横井 輝明   | 令和8年1月23日～令和8年2月22日 |

### 3. 指名停止措置理由

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第11号ロの措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

| 措置要件  | 期間                                     |
|---|--|
| (独占禁止法違反行為)<br>11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。<br>イ 県内の他の公共機関の職員<br>ロ 県外の他の公共機関の職員 | 当該認定をした日から<br>2か月以上9か月以内<br>1か月以上9か月以内 |